

# UD街あるき 定款

2018年9月1日現在

第1条	(名称)	この会を UD街あるき とする。
第2条	(所在地)	この会の事務局は、大阪府内に置く。
第3条	(目的)	この会は、新設した商業施設や駅などのユニバーサルデザイン調査を実施して街の良いところ探しを行い、内容の紹介をし、バリアを感じるところには改善アイデアを提案する活動とする。
第4条	(会員)	① 正会員:この会の目的に賛同し、活動に参加するために入会した個人とする。 ② メール会員:メールリスト等で会の情報を入手できる個人とする。 UD街あるき調査には参加できる。
第5条	(役員)	この会に次の役員をおく。総会において正会員の中より選出する。 代 表 1名(会計も兼ねる) 副代表 1名 事務局 1名
第6条	(役員の任期)	役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。 役員が欠けた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
第7条	(代表)	代表は会を代表し運営する。
第8条	(運営)	会は毎月1回例会、年1回総会を開催し、この会の活動について審議する。 議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
第9条	(入会)	会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出しなければならない。 入会金は無料とする。
第10条	(会費)	正会員は、この会の運営に当てるため下記の年会費を負担する。 一般(継続):2,500円 学生(継続):1,000円 メール会員 一般:無料 但し、財源に不足を生じている場合は、例会で決定のうえ臨時会費を徴収する事がある。
第11条	(退会)	会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。 (1) 会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (2) 会費を1年2ヶ月以上滞納したとき。
第12条	(除名)	会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって除名する事ができる。 (1) この定款に違反したとき。 (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
第13条	(抛出品品の不返還)	会員が納入した会費及びその他の抛出品品等はその理由を問わず、これを返還しない。
第14条	(事業年度)	この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第15条	(定款の改正)	この定款は、総会に出席した正会員の過半数の承諾をもって改正することができる。
第16条	(解散)	この会は、次に掲げる事由によって解散する。総会の決議により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。 (1) 総会の決議 (2) 合併
第17条	(残余財産の処分)	解散後の残余財産は、総会で議決したものに帰属させるものとする。